

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター低炭素建築物等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター(以下「当センター」という。)が実施する、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)第53条第1項の低炭素建築物新築等計画の法第54条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査(以下「技術的審査」という。)に係る料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査に係る料金の額)

第2条 業務規程第12条の技術的審査に係る料金の額は、技術的審査依頼一件につき、住宅の戸数の区分により、別表1に掲げるとおりとする。

(附則)

この規程は、平成25年10月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成26年3月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成27年8月1日より施行する。

(附則)

この規程は、令和5年1月1日より施行する。

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金

単位：円（消費税込み）

用途区分	申請戸数	技術的審査料金
		新規申請
一戸建ての住宅	1	38,500
共同住宅等 (併用住宅に限る)	1	38,500

- 1 計画の変更のうち、次の内容を変更する場合は、軽微な変更として取扱うものとし、審査料金は無料とする。
 - ・依頼者及び代理者の変更の場合
 - ・依頼者及び代理者の住所の変更の場合
 - ・分筆等による地名地番の変更の場合
 - ・認定基準への適合性が容易に判断できる変更の場合
- 2 計画の変更申請の技術的審査料金は、新規申請の 1/2 の料金とする。
(100 円未満切り捨て)
- 3 所管行政庁からの依頼による場合は、別途契約による。